

地方自治法の一部を改正する法律の施行について（抄） 【法律公布：S36.11.20】

（昭和36年11月20日 自治乙発第6号）  
（各都道府県知事宛 自治事務次官）

第一 普通地方公共団体に関する事項

一 （略）

二 議会及び執行機関に関する事項

(1) 普通地方公共団体の議員、長、出納長及び収入役並びに委員会の委員及び委員が請負禁止の規定に該当するかどうかを決定する手続を整備するとともに、普通地方公共団体の長は、副知事又は助役が請負禁止の規定に該当するときは、これを解職しなければならないものとする。こと。（法127①、143③、168⑧、⑨、180の5⑦、⑧、184①）。

ア この改正は、上記の職員が請負禁止の規定に該当するに至った場合の効果を明文化するとともに、請負禁止の規定に該当するかどうかを決定すべき責任者を定める等のことにより、請負禁止の立法趣旨を一層的確に実現しようとするものであること。

イ 請負禁止の規定に該当するかどうかを決定する責務と権限とを有する者は、次のとおりであること。

被 決 定 者	決 定 者	改 正 条 文
議 会 の 議 員	議 会	法127①
知 事 及 び 市 町 村 長	選 挙 管 理 委 員 会	法143①
出 納 長 及 び 収 入 役 （ 副 知 事 及 び 助 役 ）	普 通 地 方 公 共 団 体 の 長	法168⑧ （ 法166③ ）
選 挙 管 理 委 員	選 挙 管 理 委 員 会	法184①
農 業 委 員 会 及 び 海 区 漁 業 調 整 委 員 会 の 選 挙 に よ る 委 員	そ れ ぞ れ の 当 該 委 員 会	農 業 委 員 会 等 に 関 す る 法 律 13 漁 業 法 97 の 2
そ の 他 の 委 員 会 の 委 員 及 び 監 査 委 員	そ れ ぞ れ の 選 任 権 者	法 180 の 5 ⑦ 農 業 委 員 会 等 に 関 す る 法 律 13 漁 業 法 97 の 2

ウ 職員は、請負禁止の規定に該当する旨の決定がない限りその職を失うことはないこととなるが、前記アの趣旨にかんがみ、請負禁止の規定に該当するかどうかの決定は、客観的に、かつ、厳正に行い、該当の事実があるにもかかわらず決定者においてこれをとりあげないというようなことは絶対にないよう十分に留意されたいこと。

(2) 選挙管理委員会の書記その他の職員を必置制とすること（法191①）。

この改正は、公明選挙の常時啓発事務の実施その他選挙管理に遺憾なきを期するため、選挙管理機構の整備を図ろうとするものであること。